⑦　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することができること。

㈠　１級土木施工管理技士の資格を有する者、若しくはこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

㈡　平成11年度以降に元請又は当機構の一次下請けとして、上記⑥に掲げる同種工事の経験を有する者であること。(㈠、㈡は別工事でも可とする。)

特定ＪＶは、全ての構成員が上記基準のうち少なくとも一方の基準を満たす者を専任で配置することとし、いずれかの構成員が代表として上記基準を満たす監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

経常建設共同企業体は、いずれかの構成員が代表として上記基準を満たす監理技術者を１名置くほか、他の構成員は建設業法第26条による技術者（国家資格を有する者）を専任で配置できること。

特定ＪＶ及び経常建設共同企業体ともに、構成員おのおのが２⑥㈠、㈡のうち一方の実績を有する者を専任で配置することで可とするが、２名で両方の実績を有すること。

㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

㈣　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑧　申請書及び資料等の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑨　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。

⑩　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑪　当機構西日本支社（所管事務所等を含む。）発注の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日から過去１年以内において60点未満のものがないこと。(過去１年の起点は完成引渡日とする。)

⑫　当機構が関西地区において発注した工事種別「土木」(同期間内に協定方式による工事が含まれる場合には、協定を締結したすべての工事種別「土木」を対象とする。「以下本項において同じ。」）において、平成19年４月１日から資料の提出期限日までの間に、調査基準価格を下回った価格をもって契約した工事で68点未満の工事成績評定結果を通知された者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。)においては、下記の条件を満たすこと。

㈠　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

㈡　当機構が発注した工事種別「土木」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限日において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑬　低入札価格調査対象となった場合の専任技術者の追加配置

㈠　単体有資格者、経常建設共同企業体及び特定ＪＶともに、上記⑦㈠から㈢の基準を満たす専任の技術者体制と同等の体制を１組以上追加配置できること。

㈡　追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認ができる書類を添付して報告できること。

⑭　総合評価に係る施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であり、不備なく適正に記載されていること。

⑵　特定ＪＶの構成基準

特定ＪＶの構成は、２⑴に掲げる条件をすべて満たしている者で、次により構成しなければならない。

①　各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。

②　構成員数は、２社とする。

③　各構成員の出資比率は30％以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

④　経常建設共同企業体は、特定ＪＶの構成員として申請することはできない。

３　特定ＪＶの競争参加資格審査申請等

①　審査申請

本工事の競争入札に参加を希望する特定ＪＶは、６⑶の申請書等の提出と同時に、当機構の所定様式による共同企業体受付票、共同請負入札参加審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状（以下「申請書等」という。)を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

なお、６⑶の提出日に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することはできない。

②　認定資格の有効期限

認定の日から本工事（契約予定工事を含む。)が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当初工事に係る契約が締結される日までとする。

４　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は「価格」、「施工実績」、「施工計画」及び「施工体制等」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、⑵によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

⑵　総合評価の方法

評価値は、「価格評価点」と「技術評価点」及び「施工体制等評価点」を合算した数値とし、技術評価点の算出は、⑶の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。

①　「入札価格」は、１⑷に示す各工事（以下「個別工事」という。)の合計金額とする。

②　「技術評価点」の算出方法は、施工実績（企業及び配置予定技術者)の評価並びに、施工計画の評価（評価項目毎の評価及び配置予定技術者ヒアリングによる評価）を行い加算する。また、「施工体制等評価点」は開札後に行われる施工体制等の評価審査結果により加算する。

なお、技術評価点の最高点数は40点、施工体制等評価点の最高点数は30点とする。

③　「価格評価点」は、100×（１－入札価格÷予定価格）で得た値とする。

また、施工計画に係る評価点は、開札後に行われる施工体制等の評価審査結果により得られる施工体制等評価点の割合によって減ずる。(開札後の施工計画の評価点＝審査の結果得られた施工体制等評価点／30点×開札前の施工計画の評価点)

⑶　技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおりであり、詳細は入札説明書による。

①　企業の施工実績

②　配置予定技術者の施工実績及びヒアリング

③　施工計画

⑷　失格要件

「施工計画」が未提出、或いは白紙提出の場合は提出書類不備による失格とする。また、施工計画の内容に著しい不備などがあり、安全面・品質面等で適切でないことが明らかである場合は、失格とすることがある。

⑸　評価内容の担保

①　落札者の提示した施工計画、施工体制等は、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに総合評価計画書を提出し、請負者並びに当機構の工事監督部署及び発注部署の三者により、計画書の内容を確認するものとする。